

「デジタル印刷」認証制度（仮称）

規約（試案）

1. 制定の趣旨

- (1) 「クリオネマーク」の発行領域となっているオフセット印刷バージョンに、新たな付帯サービスとしてデジタル印刷バージョンを加えることによって、会員である印刷会社のビジネスに、さらなる付加価値がもたらされる。
- (2) デジタル印刷システムは、環境対応をキーワードとする営業ツールとして有効であり、マーケティングおよび生産の双方から環境経営の実現を促進する。
- (3) デジタル印刷がもつ環境貢献の利点を顧客に提案することにより、オフセット印刷とは異なる市場分野で、受注拡大の機会が得られる。
- (4) デジタル印刷方式は、以下のような各項目に寄与し、生産技術/生産管理の側面から環境保護に貢献する。
 - ① ヤレ紙、ムダ紙の発生の防止
 - ② 消費エネルギー(電力量)の低減
 - ③ 配送の効率化(オンデマンド納品)
 - ④ 印刷物の資材および印刷製品の在庫スペースの縮減
 - ⑤ 仕分け作業、取扱量の最小化
 - ⑥ 廃棄物の削減

2. 認証登録の条件

- (1) デジタル印刷システムを、生産設備としてオフセット印刷機と併用している会員企業のみがデジタル印刷に関する認証を申請することができる。
- (2) デジタル印刷方式によって、環境保護印刷であることの認証を取得したい者は、原則的に次項の＜定義＞に適合する「奨励製品」(仮称)として、メーカー/ベンダーが当協議会に登録したデジタル印刷システムを設置し、かつ利用している旨を申請して、認証資格を得なければならない。
- (3) 申請に当たっては、以下の条件をクリアする必要がある。
 - 1) 消耗材料(トナーおよびインクのカートリッジ)の回収・再利用に関して、以下のいずれかのリサイクル対応項目を満たすこと。
 - ① メーカー/ベンダーが提供する「リサイクルシステム」を利用する
 - ② メーカー/ベンダーが推奨する「リサイクルシステム」を利用する
 - ③ 印刷会社(会員)自身の責任で「リサイクル」をおこなう※ただし、リサイクルを前提としていない供給品(インク用のボトルおよびパウチなど)につ

いては、印刷会社による適切な自家処理を原則とする。

- 2) メーカー/ベンダーとの間で、メーカー保証期間終了後も保守点検契約を交わしていること。
- (4) デジタル印刷システムを登録したメーカー/ベンダーは、「協賛会員」として当協議会に加入していなければならない。

3. デジタル印刷システムの定義

- (1) デジタル印刷システムとは、「印刷会社が製作する印刷製品の生産利用に耐え得るプロ仕様の無版式印刷機器」のことを指し、かつ、生産設備として機械設計されているものをいう。

ただし、下記の用途・使用目的のために専用設計した機器は、該当しないこととする。

- ① オフィス用
- ② 名刺・ハガキ印刷用
- ③ シール・ラベル用
- ④ 宛名印字用

- (2) 印刷(出力)方法については、電子写真(トナー)方式、インクジェット方式(ラージフォーマットタイプを含む)のいずれであるかを問わない。
- (3) 環境負荷の低減に配慮し、環境基準に適合する設計として、特定有害物質を削減した製品であることを示すRoHS指令に準拠、もしくは意図して製造していること。

4. 「マーク」の使用ルール

- (1) デジタル印刷バージョンの「クリオネマーク」には、技術水準や活用レベルに伴うステータスを設けず、1種類の共通マークとしての使用に限ることとする。
- (2) 当該「マーク」は、登録基準に適合したデジタル印刷システムを使用して製作した「デジタル印刷物」だけに掲載することができる。
- (3) オフセット印刷とのハイブリッド印刷物に関しては、オフセット印刷バージョンとのいずれかの使用、もしくは併載を可とする。
- (4) 企業としてデジタル印刷による環境対応の姿勢と能力があることを認め、オフセット印刷バージョンと同様に、会社案内、営業案内、各種宣伝媒体、名刺への掲載(併載を含む)など、企業レベルでの使用を認める。